
 手数料の目安

ここでは、手数料の標準額（目安）をご説明します。

手数料は、事件等の対象の経済的利益の額を基準として算定します。

実際の手数料額は、手続の内容や難易度、必要な作業量など、個別事情により増減します。ご相談を受けた後に、見積書をお示ししています。

以下に、ご依頼が多い手続の手数料（いずれも消費税は別途）を、例示しておきます。

項目	分類	手数料		
法律関係調査 (事実関係調査含む)	基本	5万円以上、20万円以下		
	事案複雑の場合	弁護士と協議により定める額		
契約書類等の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満	10万円	
		1000万円以上1億円未満	20万円	
		1億円以上	30万円以上	
	非定型	基本	経済的利益の額が300万円以下	10万円
			経済的利益の額が300万円を超え、3000万円以下	1%+7万円
			経済的利益の額が3000万円を超え、3億円以下	0.3%+28万円
			経済的利益の額が3億円を超える	0.1%+88万円
事案複雑の場合	協議により定める額			
公正証書の場合	上記手数料に3万円以上の金額を加算			
内容証明郵便作成	基本	3万円以上、5万円以下		
	事案複雑の場合	弁護士と協議により定める額		
遺言書作成	定型	10万円以上、20万円以下		

	非定型	基本	経済的利益の額が300万円以下：20万円
			経済的利益の額が300万円を超え、3000万円以下：1%+17万円
			経済的利益の額が3000万円を超え、3億円以下：0.3%+38万円
			経済的利益の額が3億円を超える：0.1%+98万円
	事案複雑の場合	協議により定める額	
公正証書の場合	上記手数料に3万円以上の金額を加算		
遺言執行・ 遺産分割協議書の 執行	基本	経済的利益の額が300万円以下：30万円	
		経済的利益の額が300万円を超え3000万円以下：2%+24万円	
		経済的利益の額が3000万円を超え3億円以下：1%+54万円	
		経済的利益の額が3億円を超える：0.5%+204万円	
事案複雑の場合	協議により定める額		
裁判手続を 要する場合	遺言執行手数料とは別に、 裁判手続に要する弁護士報酬を請求		
株主総会等指導等	基本	30万円以上	
	総会等準備含む	50万円以上	
簡易な自賠償請求	給付金額が150万円以下：3万円 給付金額が150円を超える：給付金額の2% 損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、協議により適正妥当な範囲内で増減額することがある。		

任意後見契約等	<p>(1) 契約締結に先立ち、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他依頼者の財産管理または身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料・・・「着手前調査費用」の基準を準用</p> <p>(2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の費用</p> <p>(イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理 ・・・月額1万円以上5万円以下</p> <p>(ロ) 上記に加え、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 ・・・月額3万円以上10万円以下</p> <p>(3) 契約締結後その効力が生じるまでの間の、訪問・面談等の手数料・・・1回あたり1万円以上5万円以下</p>
---------	---

以上